

## 精神障害のある方の現状について

本県の精神障害のある方（手帳所持者）の現状について、県で把握しているデータ等をもとに整理したものです。

## (1) 経済的な状況

- 手帳所持者のうち自立支援医療（精神通院）を受給している者に係る世帯所得。

精神保健福祉 手帳所持者数		左のうち自立支援医療(精神通院)受給者数				
		計	手帳所持者 に占める 割合	世帯所得ごとの内訳		
				生活保護世帯	市町村民税 非課税世帯	その他の世帯
1級	567	311	54.9%	108	118	85
				34.7%	38.0%	27.3%
2級	5,677	4,727	83.3%	1,594	2,017	1,116
				33.7%	42.7%	23.6%
3級	1,708	1,396	81.7%	434	501	461
				31.1%	35.9%	33.0%
計	7,952	6,434	80.9%	2,136	2,636	1,662
				<b>33.2%</b>	<b>41.0%</b>	25.8%

※手帳所持者数及び受給者数はR6. 8. 31時点のもの。

※自立支援医療制度では、医療費の自己負担が原則1割に軽減されるが、世帯所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が設けられている（例：市町村民税非課税世帯：2,500円又は5,000円）ことから把握しているもの。

<参考>

県民全体の所得水準

生活保護世帯の割合：4.5%(世帯数 313,079(R5. 10. 1 推計値)、被保護世帯数 13,954(1カ月平均(R5)))

(2) 生活の状況

・手帳交付申請書類から把握できた生活環境（生活の場所）。

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	合計
精神科病院に入院	105 (23.8%)	166 (5.7%)	17 (1.2%)	288 (6.1%)
精神科以外の病院に入院 196 (44.4%)	12 (2.7%)	8 (0.3%)	1 (0.1%)	21 (0.5%)
入所（福祉施設等）	79 (17.9%)	207 (7.1%)	24 (1.8%)	310 (6.6%)
在宅（家族等と同居）	198 (44.9%)	1,597 (54.8%)	853 (63.4%)	2,648 (56.3%)
在宅（単身）	47 (10.7%)	937 (32.1%)	451 (33.5%)	1,435 (30.5%)
合計	441	2,915	1,346	4,702

※R4.4～R6.3月の間に県精神保健福祉センターで受け付けた手帳交付等に係る申請書類から把握したもの。

### (3) 就労の状況

#### ①県内企業等で雇用されている方（全国調査含む。）

- ・ 3 障害の中で短時間労働者が占める割合が最も高く（38.0%）、全国調査では、平均勤続年数も最も短くなっている（5年3月）。

	身体障害	知的障害	精神障害
平均月額賃金（全国）	235千円	137千円	149千円
平均勤続年数（全国）	12年2月	9年1月	5年3月
民間企業における雇用者数（本県）	1,067人	557.5人	476.5人
うち特定短時間労働（週10時間以上20時間未満）及び短時間労働（週20時間以上30時間未満）者数（割合）	141人（13.2%）	82人（14.7%）	181人（38.0%）
【参考】手帳所持者数（本県）	35,987人	6,480人	7,659人

※厚生労働省「令和5年度障害者雇用実態調査」（平均月額賃金・平均勤続年数）

高知労働局「令和6年度障害者雇用状況の集計結果」（民間企業における雇用者数）

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課HP「手帳所持者数（令和6年3月31日現在）」

#### ②就労系福祉サービス事業所を利用（福祉的就労）している方

- ・ R7.1.1 現在、900名（1級：19名、2級：687名、3級：183名、不明等：11名）が利用しており、全体の約3割を占めている。なお、手帳所持者全体に占める割合は約12%。（単位：人）

種別・区分		合計							
		(A)		移行		A型		B型	
		(A)	(A/B)	(A)	(A/B)	(A)	(A/B)	(A)	(A/B)
身体	1級	160	5.2%		0.0%	5	1.4%	155	5.7%
	2級	140	4.5%		0.0%	15	4.1%	125	4.6%
	上記以外	143	4.6%	1	2.5%	14	3.9%	128	4.8%
	身体計	443	14.3%	1	2.5%	34	9.4%	408	15.1%
知的	A1、A2	247	7.9%		0.0%		0.0%	247	9.1%
	B1、B2	1,210	39.0%	10	25.0%	169	46.9%	1,031	38.2%
	上記以外	1	0.1%		0.0%		0.0%	1	0.1%
	知的計	1,458	47.0%	10	25.0%	169	46.9%	1,279	47.4%
精神	1級	19	0.6%	1	2.5%		0.0%	18	0.7%
	2級	687	22.1%	20	50.0%	94	26.1%	573	21.2%
	3級	183	5.9%	6	15.0%	43	12.0%	134	4.9%
	上記以外	11	0.4%		0.0%		0.0%	11	0.4%
	精神計	900	29.0%	27	67.5%	137	38.1%	736	27.2%
その他（手帳なし）		300	9.7%	2	5.0%	20	5.6%	278	10.3%
合計(B)		3,101	100.0%	40	100.0%	360	100.0%	2,701	100.0%

※就労系福祉サービス事業所の種類

- ・ 就労移行支援事業所（移行）

一般就労等への移行に向けた実習や、適性に合った職場探し等の支援を行う。

- ・ 就労継続支援A型事業所（A型）

すぐに企業等へ就職することが困難な障害のある人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供などを行う。

- ・ 就労継続支援B型事業所（B型）

すぐに企業等へ就職することが困難な障害のある人に、雇用契約を結ばず軽作業などの生産活動や実習の機会の提供などを行う。

※重複障害はそれぞれの障害区分でカウントしている。

③就労系福祉サービス事業所から企業等へ就職（一般就労）された方

・R4年度が39名、R5年度が50名といずれも3障害の中では最も多い（全体の約6～7割）が、等級別で見ると全て2級又は3級の方。

(単位：人)

種別・区分		R4					R5				
		合計		移行	A型	B型	合計		移行	A型	B型
		(A)	(A/B)				(A)	(A/B)			
身体	1級	3	4.8%	1		2	3	4.0%	1		2
	2級	4	6.3%	2	1	1	1	1.3%	1		
	上記以外	2	3.2%	1		1	1	1.3%			1
	身体計	9	14.3%	4	1	4	5	6.6%	2	0	3
知的	A1、A2	0	0.0%				0	0.0%			
	B1、B2	13	20.6%	9	2	2	20	26.7%	11	3	6
	不明	1	1.6%		1		0	0.0%			
	知的計	14	22.2%	9	3	2	20	26.7%	11	3	6
精神	1級	0	0.0%				0	0.0%			
	2級	19	30.2%	9	2	8	31	41.3%	10	4	17
	3級	15	23.8%	9	4	2	11	14.7%	6	2	3
	不明等	5	7.9%	2		3	8	10.7%	2	1	5
	精神計	39	61.9%	20	6	13	50	66.7%	18	7	25
その他(不明)	1	1.6%	1			0	0.0%				
合計(B)	63	100.0%	34	10	19	75	100.0%	31	10	34	

④障害者委託訓練を受講した方（受講～修了～就職の状況）

・R5年度、12名が受講、全員が委託先企業に就職しているが、等級別で見ると全て2級又は3級の方。

(単位：人)

区分		受講		修了		就職		未就	
		(A)	(A/B)	(A)	(A/B)	(A)	(A/B)	(A)	(A/B)
身体	1級		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
	2級		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
	上記以外	3	10.3%	3	10.7%	2	7.4%	1	50.0%
	身体計	3	10.3%	3	10.7%	2	7.4%	1	50.0%
知的	A1、A2		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
	B1、B2	14	48.3%	13	46.4%	13	48.2%	1	50.0%
	上記以外		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
	知的計	14	48.3%	13	46.4%	13	48.2%	1	50.0%
精神	1級		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
	2級	7	24.1%	7	25.0%	7	25.9%		0.0%
	3級	5	17.3%	5	17.9%	5	18.5%		0.0%
	上記以外		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
	精神計	12	41.4%	12	42.9%	12	44.4%	0	0.0%
合計(B)	29	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	2	100.0%	

※身体障害3名のうち2名は知的障害も重複

## 助成対象とする障害の程度について (基本的な考え方)

### (1) 重度心身障害児・者医療費助成事業

- ・ 障害の程度が重く、日常生活の支障が大きい方の経済的負担を軽減するため、全ての疾病を対象に医療費の自己負担分を助成する事業。
- ・ 市町村が条例に基づいて実施する地方単独事業で、都道府県が補助。

#### 障害のある方への主な医療費助成制度

制度名	根拠	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			自己負担	実施主体 (負担割合)	
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級			
自立支援医療制度	(更生医療)	障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費を助成。 (例)人工透析、心臓手術、人工関節置換術など	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部									医療費の1割(所得に応じて月額負担上限額あり)	市町村
	(育成医療)	障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費を助成。	身体障害者手帳の有無は関係なし													国1/2 県1/4 市町村1/4		
	(精神通院医療)	精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費を助成。													○ 一部	○ 一部		○ 一部
高知県重度心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)	(地方単独事業) 市町村条例	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成。	○	○		△				○	○		△	対象外			なし	市町村 県1/2 市町村1/2

### (2) 助成対象とする精神障害の程度 他県(41都道府県)の状況

		都道府県数	割合	
精神障害者保健福祉手帳の等級	1級	26(※1)	64%	(※1)うち2県は要件(自立支援医療の受給者証所持)あり
	1、2級	11(※2)	27%	(※2)うち6県は要件(2級は身体手帳又は療育手帳の複数所持が必要など)あり
	1、2、3級	1(※3)	2%	(※3)2、3級は身体手帳又は療育手帳の複数所持が要件
手帳の等級以外で設定(障害年金1級など)		3	7%	

→ 現行制度及び他県の状況から、助成対象とする精神障害の程度については、精神障害者保健福祉手帳を基本に考えていくことが適当と考える。

## 助成対象とする障害の程度について (精神障害者保健福祉手帳の等級の考え方)

- 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉制度を受けやすくするため、H7年に創設された制度。
- 障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級と障害等級を設定（国が示す考え方は下表）。等級の判定は、「精神疾患」の状態とそれに伴う「生活能力障害」の状態の両面から総合的に行われる。

	考え方	状態像の例
1級	他人の援助がなければ、ほとんど自分の用を済ませられない程度  <569人 (R6. 3. 31 現在) >	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事が自発的に行えず常時援助が必要。</li> <li>身の清潔保持に常時援助が必要。</li> <li>親しい人との交流も乏しく引きこもりがち。</li> <li>些細な出来事で病状が悪化しやすい。</li> <li>金銭管理は困難。</li> </ul>
2級	他人の援助は必ずしも必要ないが、日常生活は困難な程度  <5,458人 (R6. 3. 31 現在) >	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事をこなすために助言や援助が必要。</li> <li>身の清潔保持が自発的かつ適切にはできない。</li> <li>対人交流は乏しいが引きこもりは顕著でない。</li> <li>大きなストレスで病状が悪化しやすい。</li> <li>金銭管理ができない場合がある。</li> </ul>
3級	日常生活や社会生活に制限を必要とする程度  <1,632人 (R6. 3. 31 現在) >	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な家事はこなせるが、状況や手順が変化すると困難が生じることがある。</li> <li>身の清潔保持に困難は少ない。</li> <li>対人交流は乏しくなく引きこもりがちでない。</li> <li>普通のストレスでは症状は悪化しにくい。</li> <li>金銭管理はおおむねできる。</li> </ul>

※厚労省通知「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」をもとに障害保健支援課が作成。

- 精神障害は症状に変動がある者が多いため、2年ごとに手帳の有効期限更新の手続きが必要（身体手帳や療育手帳には原則有効期限はなし）。